

様式第1号

会 議 録

会 議 の 名 称	平成30年度 第1回 所沢市社会的障壁の除去に関するあっせん調整員会（以下、あっせん調整委員会という。）
開 催 日 時	平成30年7月5日（木曜）午前10時30分から正午
開 催 場 所	所沢市役所本庁舎 7階研修室
出席者の氏名	一木 昭憲、鈴木 喜代子、田中 英樹、小澤 正明、近藤 宏一 以上5名
欠席者の氏名	
議 題	議題 ①条例の特色と規則の概要 ②不利益な取扱いと合理的配慮の不提供 ③その他
会 議 資 料	1 会議次第 2 所沢市障害のある人もない人も共に生きる社会づくり条例（以下、条例という。）（資料1） 3 条例施行規則（資料2） 4 あっせんの流れ（資料3） 5 不利益な取扱いと合理的配慮について（資料4） 6 条例パンフレット（資料5） 7 所沢市情報公開条例一部抜粋（参考資料） 8 第4次所沢市障害者支援計画 9 障害者福祉ガイド
担 当 部 課 名	福祉部長 植村 里美 福祉部次長 瀬能 幸則 障害福祉課 森田課長、松井副主幹、山田主任、星野主任 こども福祉課 小川課長 保健センター健康管理課 越智課長 事務局 福祉部障害福祉課 電話 04-2998-9116

様式第2号

発言者	審議の内容（審議経過・決定事項等）
事務局	<p>委員長選出 委員の推薦により田中委員が委員長に決定</p> <p>開 会</p> <p>—配布資料の確認—</p>
委員長	<p>—確認事項—</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本委員会は原則非公開であるが、本日の会議はその内容から公開とすること。 ・傍聴人はなし。
委員長	<p>《議題》 それでは、議題に入ります。 はじめに、議事①「条例の特色と規則の概要」について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>—条例の大きな特色、特徴的な部分について説明— —条例施行規則（あっせん調整委員会）の説明—</p>
委員長	<p>—質疑応答の確認— —質問①—</p>
委員	<p>（あっせん調整委員会について） 相手方が市の場合、あっせんがスムーズに流れますか。例えば、市の担当課に不備があった場合、あっせんを実施する（あっせん案の作成を求める）かの判断は市長にありますか、そこはどう考えていますか。</p>
事務局	<p>施行規則第2条第2項をご参照ください。 市を相手方としてあっせんの申立てをした場合、市が単独であっせんの必要がないと判断することはできず、必ずあっせん調整委員会の意見を聴取するとしており、この過程において公正性が確保できていると考えています。</p>
委員	<p>以前、職員の対応について、市担当課に申し立てたことがありましたが、上席及び市長に話が上手く伝わ</p>

事務局	<p>らなかったことがありました。</p> <p>このあっせんの流れでは、そういったことはないのかなと心配して質問をしました。</p> <p>3月議会においても市が相手方となったときは、客観的な観点から、第三者委員会のようなものの設置も必要ではないかといった意見もありました。</p> <p>第一段階の相談で解決できることが望ましいですが、お互いに納得がいかず、相手方が市である場合は、この段階で一度あっせん調整委員会の会議を開催します。会議の結果はわかりませんが、会議を開催することで客観性を確保したものと考えています。</p>
委員	<p>簡易裁判所に訴えを提起したりせずに、あっせん調整委員会で処理できると解釈してよろしいですか。</p>
事務局	<p>会議の結果がわかりませんので、結果によっては、裁判に訴えを提起するという事もあると思います。</p> <p>また、「言った、言わない」の申立ては、委員会で意見聴取をした結果、平行線のままということも考えられます。</p> <p>ただ、市が相手方となった場合の客観性の確保については指摘があった部分なので、あっせんの必要性について、あっせん調整委員会の会議でお話しいただくこととしました。</p>
委員	<p>－質問②－</p> <p>当事者や支援者の方に対して、条例やあっせん調整委員会についての情報提供はどの段階で、どのように行いますか。</p>
事務局	<p>市や委託相談支援事業所に相談があった場合、解決が図れるよう善処しますが、それでもなお解決が図れない場合は、あっせん調整委員会があり、あっせんの手続きをとることができることをご案内します。</p>
委員	<p>－質問③－</p> <p>あっせんの流れの第一段階、相談を受けて助言・調整をしていく役割の部分では、委託相談支援事業所が位置付けられており、自立支援協議会としても各委託相談支援事業所がその役割を認識し、果たしていかなければならないと思います。</p>

事務局	<p>今後、委託相談支援事業所に対し研修を行う予定はありますか。また、自主的に研修を実施する必要性も考えていますがいかがですか。</p> <p>自立支援協議会の相談支援部会（委託相談支援事業所が集まる場）で条例については既に説明済みです。条例の施行に伴い、相談件数が増えるということもお伝えしています。</p> <p>現在も、障害担当課、委託相談支援事業所にて差別や虐待の事例について対応しており、今後もこれまでと同様に、継続して対応するものと考えております。</p> <p>また、事業所には出前講座の案内をしており、今後、条例等の説明をさせて頂きたいと考えています。</p> <p>さらに、障害者差別解消法で定める障害者差別解消支援地域協議会の役割を担う自立支援協議会と連携し、委託相談支援事業所でも研修を実施していければと考えています。</p>
委員長	<p>－質疑応答終了－</p>
委員長	<p>それでは、続いて議事②「不利益な取扱いと合理的配慮の不提供」に移りたいと思います。事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>－不利益な取扱いと合理的配慮の不提供の説明－</p>
委員長	<p>－質疑応答の確認－</p>
委員長	<p>－質疑がないため終了－</p>
委員長	<p>－その他連絡事項の確認－</p>
事務局	<p>本委員会は、あっせん事案が生じた場合、不定期に開催しますが、平成30年3月時点では、全国的に見てもあっせんの作成まで進んだ事例はございません。</p> <p>あっせん事案がない場合、3月上旬頃に障害者差別解消支援地域協議会の役割を担う、自立支援協議会との情報交換・意見共有を行うことを予定しています。</p> <p>－その他連絡事項終了－</p>
委員長	<p>本日の会議で出されました意見については、委員会</p>

事務局

の意見として事務局にお渡ししたいと思います。
これもちまして、本日の議題はすべて終了しましたので、マイクを事務局にお返しします。

委員長、議事進行ありがとうございました。
それでは、以上もちまして、本日の委員会を閉会とさせていただきます。ありがとうございました。

閉 会